6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してバングラデシュ人民共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためバングラデシュ人民共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　バングラデシュ人民共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してバングラデシュ人民共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びバングラデシュ人民共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されないことを確保すること。

9　バングラデシュ人民共和国政府は、次のことを行う。

(a)　日本国政府及びＪＩＣＡに対し、借款に基づいて建設される施設の所有権又は当該施設を管理し、若しくは運営する権利の全部又は一部の恒久的又は一時的な譲渡に関する情報を十分な余裕をもって提供すること。

(b)　要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、計画に関連するその他の情報（計画の実施の進捗状況についての情報及び資料を含むが、これらに限定されない。）を提供すること。

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及びバングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十八年六月十四日にダッカで

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　泉裕泰

バングラデシュ人民共和国
財務省経済関係局次官
カジ・ショフィクル・アゾム殿

付表

1	2	3	4	5
事業計画名	供与限度額	利子率	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　マタバリ港開発計画（調査・設計等のための役務）	二十六億五千五百万円	コンサルタントに対する支払部分 〇・〇一パーセント	十年の据置期間の後二十年	六年
2　ジャムナ鉄道専用橋建設計画（第一期）	三百七十二億千七百万円	コンサルタントに対する支払部分 〇・〇一パーセント	十年の据置期間の後二十年	六年
		一・〇パーセント		
3　ダッカ都市交通整備計画（5号線）（調査・設計等のための役務）	七十三億五千八百万円	コンサルタントに対する支払部分 〇・〇一パーセント	十年の据置期間の後二十年	七年
4　ダッカ都市交通整備計画（Ⅲ）	七百九十二億七千百万円	コンサルタントに対する支払部分 〇・〇一パーセント	十年の据置期間の後二十年	七年
		一・〇パーセント		
5　マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画（Ⅳ）	六百七十三億千百万円	コンサルタントに対する支払部分 〇・〇一パーセント	十年の据置期間の後二十年	七年
		一・〇パーセント		
6　保健サービス強化計画	六十五億五千九百万円	コンサルタントに対する支払部分 〇・九パーセント	十年の据置期間の後二十年	八年
		〇・〇一パーセント		
総　額	二千三億七千百万円			

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、バングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年六月十四日にダッカで

バングラデシュ人民共和国
財務省経済関係局次官
カジ・ショフィクル・アゾム

バングラデシュ人民共和国駐在
日本国特命全権大使　泉裕泰閣下